

# 横浜市行政不服審査会 第1回会議次第

平成28年4月20日(水) 午後1時30分  
横浜市庁舎3階A会議室

## 1 開会

## 2 議事

- (1) 会長の選出及び職務代理者の指名
- (2) 行政不服審査制度について
- (3) 横浜市における不服申立て状況について

## 3 閉会

## 横浜市行政不服審査会 委員名簿

氏 名	備 考
市野瀬 菫子	税理士・東京地方税理士会所属
副田 あけみ	関東学院大学社会学部現代社会学科教授
田中 治	弁護士・神奈川県弁護士会所属

50音順・敬称略

## 条例

横浜市行政不服審査条例をここに公布する。

平成 27 年 12 月 25 日

横浜市長 林 文子

横浜市条例第 71 号

横浜市行政不服審査条例

(趣旨)

第 1 条 行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号。以下「法」という。）第 38 条第 6 項の規定により読み替えて適用する同条第 4 項（他の法令において準用する場合を含む。次条において同じ。）及び法第 81 条第 3 項において読み替えて準用する法第 78 条第 4 項に規定する手数料並びに法第 81 条第 1 項の規定により本市に設置する機関に関し必要な事項については、他の条例に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

(手数料の額)

第 2 条 法第 38 条第 6 項の規定により読み替えて適用する同条第 4 項の規定により納付しなければならない手数料の額は、別表に定めるとおりとする。

(手数料の減免)

第 3 条 法第 38 条第 6 項の規定により読み替えて適用する同条第 5 項（他の法令において準用する場合を含む。）の規定により、経済的困難その他特別の理由により手数料を納付する資力がないと認めるときは、手数料を減額し、又は免除することができる。

2 手数料の減額又は免除を受けようとする審査請求人等（法第 38 条第 1 項（他の法令において準用する場合を含む。以下この項及び別表備考 2 において同じ。）の規定による交付を受ける審査請求人又は参加人（法第 13 条第 4 項に規定する参加人をいう。第 13 条において同じ。）をいう。次項において同じ。）は、法第 38 条第 1 項の規定による交付を求める際に、併せて当該減額又は免除を求める旨及びその理由を記載した書面を提出しなければならない。

3 前項の書面には、審査請求人等が生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 11 条第 1 項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあっては当該扶助を受けていることを証明する書面を、その他の事実を理由とする場合にあっては当該事実を証明する書面を、それぞれ添付しなければならない。

(横浜市行政不服審査会)

第 4 条 法第 81 条第 1 項の規定により本市に設置する機関の名称は

、横浜市行政不服審査会（以下「審査会」という。）とする。

2 審査会は、法の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、市長の諮問に応じて、不服申立てに関する重要な事項について調査審議する。

（組織）

第5条 審査会は、委員6人以内をもって組織する。

（委員）

第6条 委員は、第4条第2項に規定する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律及び条例又は行政に関して優れた識見を有する者のうちから、市長が任命する。

2 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

5 委員（第8条に規定する専門委員を含む。次項において同じ。）は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

6 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

（会長）

第7条 審査会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、審査会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

（専門委員）

第8条 審査会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

（会議）

第9条 審査会の会議は、会長が招集する。ただし、会長が選出されていないときは、市長が行う。

2 審査会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

( 部 会 )

- 第 10 条 審査会に、部会を置くことができる。  
 2 部会は、会長が指名する委員をもって組織する。  
 3 部会に部会長を置き、会長が指名する。  
 4 第 7 条第 3 項及び第 4 項の規定は部会長の職務について、前 2  
 条（前条第 1 項ただし書を除く。）の規定は部会の会議について  
 、それぞれ準用する。この場合において、第 7 条第 3 項及び第 4  
 項並びに前条第 1 項本文及び第 3 項中「会長」とあるのは「部会  
 長」と、第 7 条第 3 項、第 8 条第 1 項及び前条中「審査会」とあ  
 るのは「部会」と、第 7 条第 4 項並びに前条第 2 項及び第 3 項中  
 「委員」とあるのは「部会の委員」と読み替えるものとする。  
 5 審査会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審査  
 会の議決とすることができる。

( 交 付 の 求 め )

- 第 11 条 法第 81 条第 3 項において準用する法第 78 条第 1 項の規定に  
 よる交付の求めは、次に掲げる事項を記載した書面を提出してし  
 なければならない。  
 (1) 交付に係る法第 81 条第 3 項において準用する法第 78 条第 1 項  
 に規定する主張書面若しくは資料（以下「対象主張書面等」と  
 いう。）又は交付に係る法第 81 条第 3 項において準用する法第  
 78 条第 1 項に規定する電磁的記録（以下「対象電磁的記録」と  
 いう。）を特定するに足りる事項  
 (2) 対象主張書面等又は対象電磁的記録について求める交付の方  
 法（次条各号に掲げる交付の方法をいう。）  
 (3) 対象主張書面等又は対象電磁的記録について第 13 条に規定す  
 る送付による交付を求める場合にあっては、その旨

( 交 付 の 方 法 )

- 第 12 条 法第 81 条第 3 項において準用する法第 78 条第 1 項の規定に  
 よる交付は、次のいずれかの方法によってする。  
 (1) 対象主張書面等の写しの交付にあっては、当該対象主張書面  
 等を複写機により用紙の片面又は両面に白黒又はカラーで複写  
 したものの交付  
 (2) 対象電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付にあ  
 っては、当該事項を用紙の片面又は両面に白黒又はカラーで出  
 力したものの交付

( 送 付 に よ る 交 付 )

- 第 13 条 法第 81 条第 3 項において準用する法第 78 条第 1 項の規定に  
 よる交付を受ける審査請求人又は参加人は、次条において準用す  
 る第 2 条の規定により納付しなければならない手数料のほか送付  
 に要する費用を納付して、対象主張書面等の写し又は対象電磁的

記録に記録された事項を記載した書面の送付を求めることができる。

(準用)

第 14 条 第 2 条 及び 第 3 条 の 規 定 は 、 法 第 81 条 第 3 項 に お い て 準 用 する 法 第 78 条 第 4 項 に 規 定 する 手 数 料 の 額 及 び 減 免 に つ い て 準 用 する。この場合において、第 2 条 中 「 第 38 条 第 6 項 の 規 定 に よ り 読 み 替 え て 適 用 する 同 条 第 4 項 」 と ある の は 「 第 81 条 第 3 項 に お い て 読 み 替 え て 準 用 する 法 第 78 条 第 4 項 」 と 、 第 3 条 第 1 項 中 「 第 38 条 第 6 項 の 規 定 に よ り 読 み 替 え て 適 用 する 同 条 第 5 項 ( 他 の 法 令 に お い て 準 用 する 場 合 を 含 む 。 ) 」 と ある の は 「 第 81 条 第 3 項 に お い て 読 み 替 え て 準 用 する 法 第 78 条 第 5 項 」 と 、 同 条 第 2 項 中 「 審 査 請 求 人 等 ( 法 第 38 条 第 1 項 ( 他 の 法 令 に お い て 準 用 する 場 合 を 含 む 。 以 下 こ の 項 及 び 別 表 備 考 2 に お い て 同 じ 。 ) 」 と ある の は 「 法 第 81 条 第 3 項 に お い て 準 用 する 法 第 78 条 第 1 項 」 と 、 「 第 13 条 に お い て 同 じ 。 ) を いう。 」 と ある の は 「 第 14 条 に お い て 読 み 替 え て 準 用 する 」 と 、 「 第 38 条 第 1 項 の 規 定 」 と ある の は 「 第 81 条 第 3 項 に お い て 準 用 する 法 第 78 条 第 1 項 の 規 定 」 と 、 同 条 第 3 項 中 「 前 項 」 と ある の は 「 第 14 条 に お い て 読 み 替 え て 準 用 する 前 項 」 と 、 「 審 査 請 求 人 等 」 と ある の は 「 法 第 81 条 第 3 項 に お い て 準 用 する 法 第 78 条 第 1 項 の 規 定 に よ る 交 付 を 受 ける 審 査 請 求 人 又 は 参 加 人 」 と 、 別 表 備 考 2 中 「 第 38 条 第 1 項 」 と ある の は 「 第 81 条 第 3 項 に お い て 準 用 する 法 第 78 条 第 1 項 」 と 読 み 替 える も の と する。

(庶務)

第 15 条 審 査 会 の 庶 務 は 、 総 務 局 に お い て 処 理 する。

(委任)

第 16 条 第 4 条 から 前 条 ま で に 定 め る も の の ほ か 、 審 査 会 の 運 営 に 関 し 必 要 な 事 項 は 、 会 長 が 審 査 会 に 諮 っ て 定 め る。

附 則

この条例は、法の施行の日から施行する。

別 表 ( 第 2 条 )

種 別		金 額	
日本工業規格 A 列 3 番までの大きさの用紙	白 黒	1 枚につき	10 円
	カラー	1 枚につき	50 円
日本工業規格 A 列 3 番を超える大きさの用紙		実 費 相 当 額	

(備考)

- 1 両面印刷の用紙を用いるときは、片面を 1 枚として算定する。
- 2 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律 (

平成 14 年 法 律 第 151 号 ) 第 4 条 第 1 項 の 規 定 に よ り 同 項 に 規 定 する 電 子 情 報 処 理 組 織 を 使 用 し て 法 第 38 条 第 1 項 の 規 定 に よ る 交 付 を 行 う と き は 、 用 紙 の 片 面 に 複 写 し 、 又 は 出 力 し た な ら ば 、 複 写 さ れ 、 又 は 出 力 さ れ る 用 紙 1 枚 に つ き 10 円 と し て 算 定 する。

# 行政不服審査制度について

行政不服審査制度は、違法・不当な処分により国民の権利利益が侵害された場合に、公平な手続の下で、その簡易迅速な救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保するための制度で、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号。以下「法」といいます。）に基づき運用されています。

同法は、平成 26 年 6 月、①公正性の向上、②使いやすさの向上、③国民の救済手段の充実・拡大の観点から、関係法律の整備とともに約 50 年ぶりに全部改正されたもので、平成 28 年 4 月 1 日に施行されています。

## 1 不服申立て（審査請求）について

法では、営業許可や市県民税の賦課決定等の行政処分等に不服があるときに行う不服申立てとして、審査請求、再審査請求及び再調査の請求を定めていますが、横浜市行政不服審査会においては、このうち原則的な不服申立てである「審査請求」について調査審議いただくこととなります。

審査請求は、処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月を経過する日まで（正当な理由がある場合を除く。）することができます。

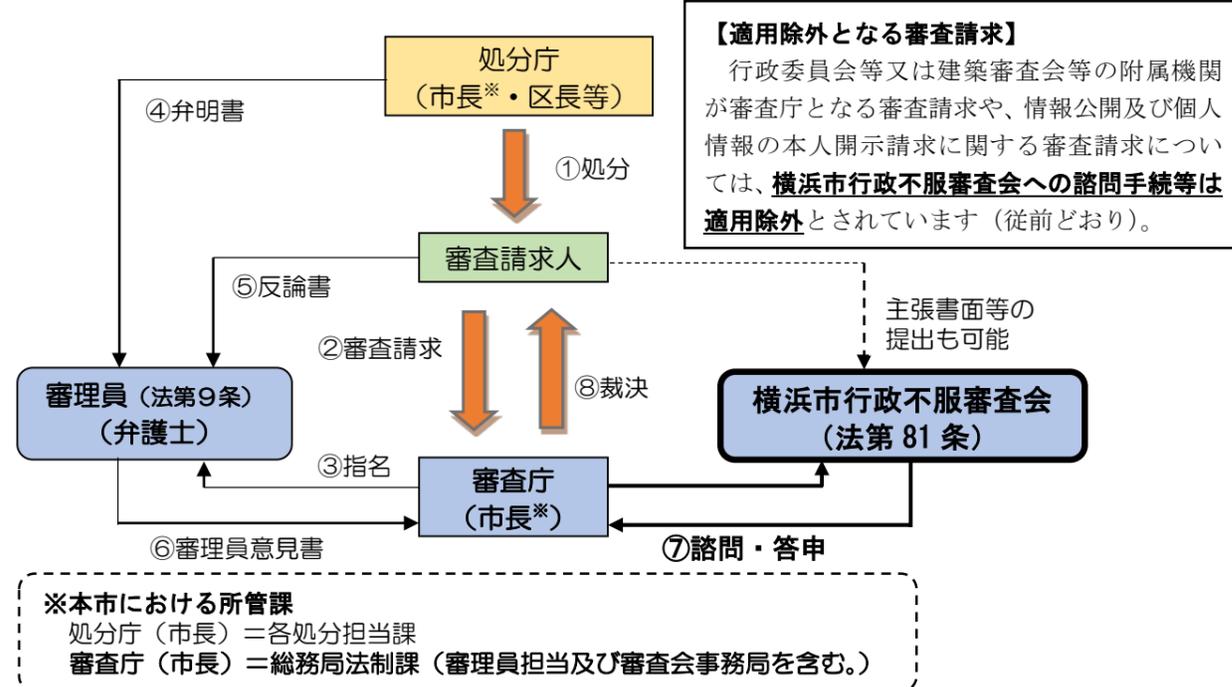
## 2 裁決までの手続：審理員による審理手続及び横浜市行政不服審査会への諮問手続

全部改正前の行政不服審査法においては、審査請求の審理を行う者についての規定はなく、原処分に関与した職員が、審理手続を行うことも排除されていませんでした。そのため、全部改正後は、審理の公正性・透明性の向上等を図るため、処分に関する手続に関与していない等の一定の要件を満たす「審理員」（本市では、非常勤の弁護士 5 名となります。）が審査請求の審理を行うこととしています。

また、法では、審理員の審理のみでは、客観性は必ずしも十分に担保されないとして、審理員の行った審理手続の適正性や、法令解釈を含めた審査庁の審査請求についての判断の妥当性を第三者の立場からチェックするため、審査庁に対し、法律又は行政の有識者で構成される行政不服審査会等※への諮問を義務付けています。

※ 本市では、当該機関の名称を「横浜市行政不服審査会」とし、また、委員を「法律及び条例又は行政に関して優れた識見を有する者」としています（横浜市行政不服審査条例（以下「条例」といいます。）第 4 条第 1 項・第 6 条第 1 項）。

### 【参考】横浜市行政不服審査会への諮問の流れ



## (1) 審理員の役割

審理員（審査庁＝本市職員の中から指名）は、個々の事案に関する審理手続において、審査庁の指揮を受けることなく審理を行い、審理の結果として、事案の概要及び審理関係人の主張を整理し、当該事件の争点を明示した上で、審査庁がすべき裁決の主文及び理由を「審理員意見書」（裁決の原案）としてまとめ、審査庁に提出する役割を担います。

### 【参考】審理員一覧（50 音順）

氏名	身分	備考
池田 耕介	非常勤特別職職員	弁護士
佐藤 麻子	非常勤特別職職員	弁護士
田鍋 智之	非常勤特別職職員	弁護士
中村 真由美	非常勤特別職職員	弁護士
藤田 香織	非常勤特別職職員	弁護士

## (2) 横浜市行政不服審査会の役割

審理員意見書の提出を受けた審査庁（市長）は、審理員意見書及び事件記録の内容を踏まえ、審査庁としてしようとする「裁決についての考え方（判断）」を整理し、横浜市行政不服審査会へ諮問することとなります。

諮問を受けた審査会においては、法令解釈を含め、「審査庁の裁決についての考え方（判断）」が妥当かどうか、また、審理員による審理手続等、審査庁がこのような判断に至るまでの過程の適正性について、第三者の立場からチェックをし、その結果を審査庁に答申する役割を担います。（別紙あり）

### 【参考】審査会の調査審議の手続

審査会の調査権限（法第 74 条）	諮問書の添付書類（審理員意見書・審査請求書、弁明書等の事件記録）を基にして調査審議することが基本ですが、自らも調査する必要があると認める場合には、審査関係人（審査庁・審査請求人等）に対し、書面や資料の提出を求めるなどすることができます。
意見の陳述（法第 75 条）	審査会は、審査関係人の申立てがあった場合には、口頭で意見を述べる機会を与えなければなりません。ただし、審理員意見書や事件記録で主張が明らかになっているなど、審査会が必要ないと認める場合には、意見を述べる機会を与えなくてもよいこととされています。
主張書面等の提出（法第 76 条）	審査関係人に対して必要な主張・立証の機会を与えるため、審査関係人は、審査会に対して主張書面又は資料を提出することができることとされています。
専門委員（条例第 8 条）	横浜市行政不服審査会は、様々な分野・態様の事案について調査審議することとなるため、必要に応じ、専門的知識を有する者を臨機に活用することができるよう、専門委員を置くことができることとしています。

## 3 標準審理期間の策定及び答申内容等の公表

審査請求の審理は、審理期間に関する一定の目安を持ち、計画的に進められるべきとした上で、法第 16 条において、審査庁は、審査請求がなされてから裁決をするまでの「標準審理期間」を定めるよう努めることとされています。また、法第 79 条において 答申は公表する こととされ、また法第 85 条において 裁決等の公表に努める ことが定められています。

本市においても、これまでの裁決までの期間や他都市の状況を整理するとともに、当審査会の御意見も踏まえながら、これらの法の規定に対応していきます。

## 横浜市行政不服審査会の審議の流れ

審査会においては、法令解釈を含め、「審査庁の裁決についての考え方（判断）」が妥当かどうか、また、審理員による審理手続等、審査庁がこのような判断に至るまでの過程の適正性について、第三者の立場からチェックをし、その結果を審査庁に答申します。

### 審査庁（横浜市長）からの諮問

審査会へ提出される書類 ⇒ 諮問書、審理員意見書、事件記録の写し

#### 第1回審査会

##### 1 事務局からの諮問内容の説明（諮問書の説明）

- ① 事案の概要・審査請求人等及び処分庁の主張の要旨
- ② 審理員の審理手続（審理経過）・審理員の審理結果及びその理由（審理員意見書の内容）

↓ これらを踏まえ…

##### ③ 審査庁の裁決についての考え方（判断）及びその理由

※ 審理員意見書及び事件記録の写しは、諮問書に添付します。

##### 2 調査審議

事務局からの諮問内容の説明を踏まえ、主に次のような点を踏まえながら、調査審議します。

調査審議項目（例示）	内容
審議を要しない（諮問を要しない）場合への該当性の審議	法第43条第1項各号に掲げる事項に該当しないか審議します。
審査会の調査の要否	審査関係人への主張書面等の求め、適当と認める者への事実の陳述又は鑑定等の求め、専門委員を置くかどうかなどを審議します。
審理員の審理手続の適正性	法定の審理手続（審査請求人への弁明書の送付等）を適正に行っているかなどを審議します。
諮問書記載の「審査庁の裁決についての考え方（判断）及びその理由」の審議	法令解釈を含め、記載事項が妥当かどうかを審議（理由の補充等）。 <u>諮問書をたたき台に、答申の方向性を審議します。</u>

※審査関係人からの意見陳述の申立てや、提出資料の閲覧・写しの交付の求めがあった場合は、直近の審査会で審議する。

#### 第2回審査会

第1回審査会の審議における答申の方向性に基づき、答申案を検討し、答申を決定する。

#### 審査庁への答申

- ・審査庁へ答申書を交付（審査会会長印を押印し、市長宛送付）
- ・答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付
- ・答申の内容は市ホームページ等に掲載することにより公表

※2回の審議は、連続して行うことを基本としますが、主張書面等の提出があった場合等は、審議回数を増やしたり、また期間を空ける場合もあります。

# 横浜市における不服申立て状況について

## 1 横浜市における不服申立て件数

横浜市における不服申立ての件数<sup>※</sup>は、平成 26 年度が 88 件、平成 25 年度が 160 件、平成 24 年度が 218 件となっています。

※ ここでいう「横浜市における不服申立ての件数」は、旧行政不服審査法に基づく「異議申立て」及び「審査請求」のほか、地方税法に基づく固定資産評価審査委員会に対する「審査の申出」といった個別法律に基づく不服申立てを含みます。

## 2 横浜市行政不服審査会へ諮問が必要な不服申立て

横浜市行政不服審査会に対し、上記全ての不服申立てについて、諮問するものではありません。

横浜市行政不服審査会に対し諮問を要する不服申立ては、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）に基づく審査請求であって、審査庁が市長、かつ審理員意見書の提出を受けた場合となります（ただし、同法第 43 条第 1 項各号に該当する場合は除きます（審査請求人が諮問を希望しない場合等））。

上記 1 の総件数から、横浜市行政不服審査会に諮問が必要となる不服申立てを抽出すると、その件数は、平成 26 年度が 33 件、平成 25 年度が 45 件、平成 24 年度が 55 件（表 1 太枠）となります。

○表 1：不服申立て件数（24～26 年度）

種 別		24 年度	25 年度	26 年度
異議申立て・審査請求		202	150	82
	情報公開・個人情報関係	141	99	46
	上記以外	61	51	36
	<b>審査庁＝市長</b>	<b>55</b>	<b>45</b>	<b>33</b>
	審査庁＝市長以外	6	6	3
個別法律に基づく不服申立て		16	10	6
合 計		218	160	88

裏面あり

### 3 横浜市行政不服審査会へ諮問することが想定される審査請求の内容

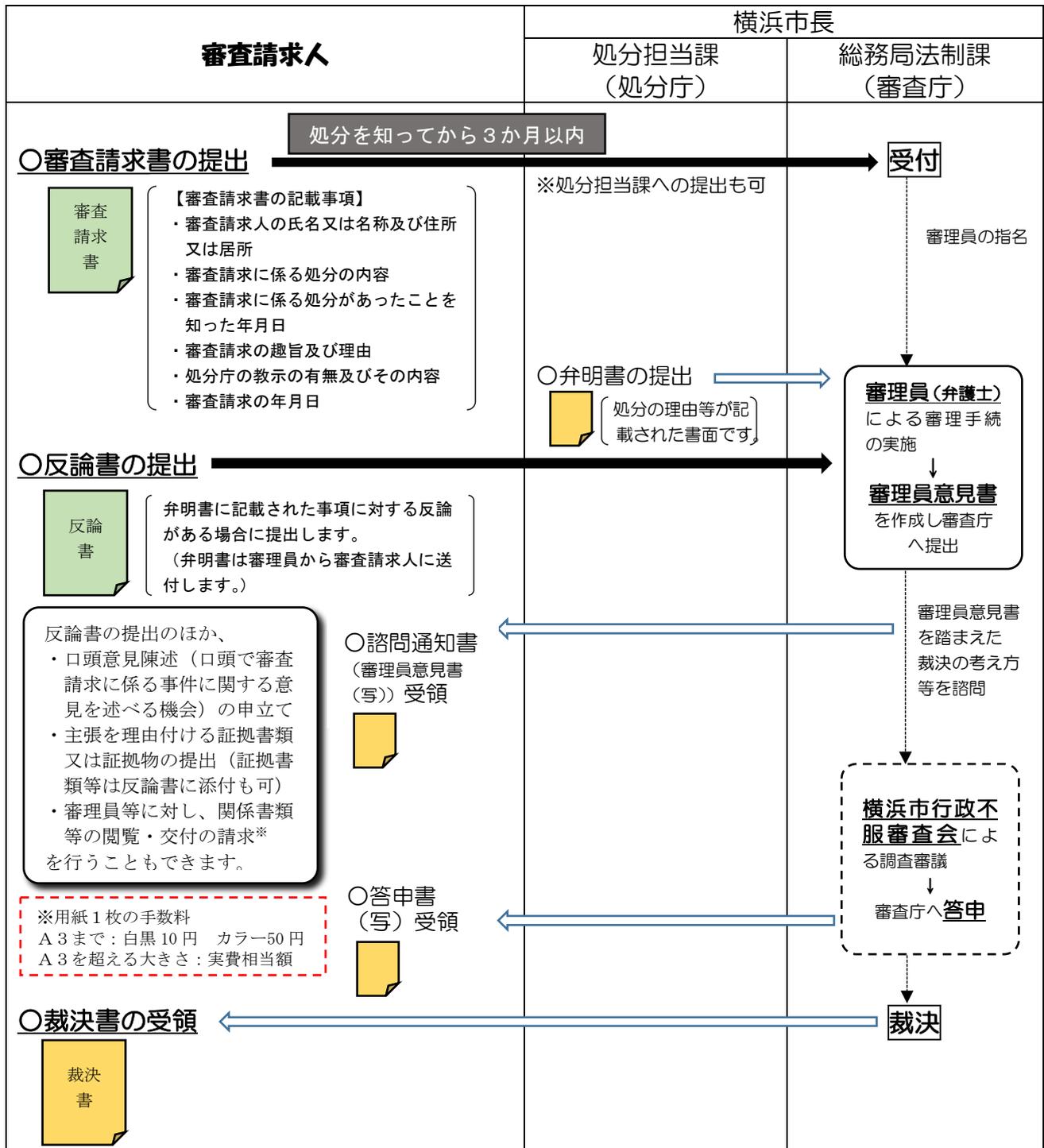
表1太枠の異議申立て及び審査請求の内容は、地方税法及び国税徴収法に基づく督促処分や滞納処分、また、福祉分野に関するものが多くなっていることから（全体の9割以上）、このような分野の審査請求について、横浜市行政不服審査会へ諮問し、調査審議いただくこととなると想定しています。

表2：横浜市行政不服審査会に諮問が想定される審査請求(26年度実績から抽出)

処分内容	事案概要	関係法令
賦課決定処分 (6件)	平成25年1月1日現在は外国に居住していたにもかかわらず、市民税・県民税の賦課決定処分がなされたことに対する審査請求（配偶者が誤って平成25年度市民税・県民税申告書を提出した。）	地方税法
督促処分、差押処分等 (7件)	市民税・県民税の未納に関し、審査請求人が第三債務者（勤務先）に対して有する給与及び退職金の支払い請求権に対して差押処分がなされたことに対する審査請求	地方税法、国税徴収法
区戸籍課における住民票不交付処分、不作成処分、住民異動届処分 (1件)	住民異動届に伴う世帯主変更に対する審査請求	住民基本台帳法
児童福祉法に基づく一時保護決定、一時保護解除決定、措置決定 (2件)	児童相談所における児童の一時保護に対する審査請求	児童福祉法
支給した生活保護費に対する費用徴収決定処分 (9件)	世帯収入があるためになされた生活保護費用徴収金決定に対する審査請求	生活保護法
身体障害者手帳交付申請に基づく交付/却下処分 (3件)	・非該当と認定され手帳が交付されないことに対する異議申立て ・手帳は交付されたが下位の障害等級での認定に対する異議申立て	身体障害者福祉法
精神障害者保健福祉手帳の申請に係る不承認決定処分 (1件)	本人が障害の程度が変わったと考え、現在持っている手帳の障害等級に対して等級変更申請をしたが、現在の障害等級と同程度であると判定されたため不承認となったことに対する異議申立て	精神保健福祉法
精神障害者保健福祉手帳の申請に係る交付決定処分 (3件)	交付された手帳の障害等級が、本人が想定するよりも軽い又は重いことに対する異議申立て	精神保健福祉法
補装具費支給に関する却下処分 (1件)	補装具（起立保持具）の修理申請に係る却下処分に対する審査請求	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

# 行政処分等に関する審査請求について

行政処分等に関して不服があるときは、行政不服審査法に基づき、審査請求(不服申立て)を行うことができます。



★不許可通知書等に記載している教示文も併せて御覧ください。

**(注意)**

上記の流れは、審査庁が横浜市長となる審査請求の場合のものです。審査庁が横浜市長以外の場合や審査請求以外の不服申立てについては、手続の流れが異なります。詳細は、処分を行った担当課又は総務局法制課(下記)までお問い合わせください。

〒231-0017  
横浜市中区港町1-1  
横浜市役所総務局総務部法制課  
電話:671-3927